

米沢市立東部小学校 P T A 規約（案）※下線部が変更となる。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、米沢市立東部小学校 PTA（以下「東部小PTA」という。）と称する。

(目的)

第2条 東部小PTAは、家庭、学校及び地域社会の相互連携のもと米沢市立東部小学校（以下「東部小学校」という。）の児童教育を充実し、児童の健全な育成を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 東部小PTAの会員は、東部小学校に在籍する児童の保護者、東部小学校の教職員及び児童教育に関心を有する者とする。

2 会員は、別に定める会費を指定の方法により期日まで納めるものとする。

(事業)

第4条 東部小PTAは、第2条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 児童の育成環境の整備に関すること
- (2) 児童の育成支援に関すること
- (3) 会員の教養の向上と相互の親睦に関すること
- (4) 東部小学校の教育活動の支援に関すること
- (5) 東部小学校の設備の充実に関すること
- (6) その他、目的を達成するため必要と認めること

(事務所)

第5条 東部小PTAの事務所を東部小学校に置く。

第2章 機関

(機関)

第6条 東部小PTAに次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 正副会長会
- (4) 事務局
- (5) 学級・学年世話人会

(6) 会長選考委員会

(総会)

第7条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画と予算に関する事項
- (2) 事業報告と決算に関する事項
- (3) 第14条から第16条までに規定する役員の承認に関する事項
- (4) 規約の改廃に関する事項
- (5) その他、東部小PTAの運営に関し重要な事項

- 2 総会は、会長が招集し、毎年一回 5月末日までに開催するものとする。ただし、特別な事情により 5月末まで開催ができない場合は開催方法、日時を通知して紙媒体または電子媒体による開催ができる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、運営委員会が必要と認めるときは、臨時に総会を開催することができるものとする。
 - 4 議決は出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。ただし、第 1 項第 4 号の議決は出席者の 3 分の 2 以上とする。
 - 5 総会の議長は、総会出席者の互選によりこれを選出する。**
-

(運営委員会)

- 第 8 条 運営委員会は、次の事項を所掌する。
- (1) 総会に付議する議案に関する事項
 - (2) 第 14 条から第 16 条及び第 20 条第 2 項までに規定する役員の選出に関する事項
 - (3) その他、東部小 PTA の運営に関する事項
- 2 運営委員会は、第 14 条、第 15 条、第 16 条第 1 項及び第 19 条第 1 項に規定する役員及び東部小学校の教職員で組織する。
 - 3 運営委員会は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。
 - 4 運営委員会は毎年度の初めと終わりに開催するものとする。ただし、会長が必要と認めたときは、隨時開催することができるものとする。
- 5 運営委員会の議長は、出席者の互選によりこれを選出する。**
-

(正副会長会)

- 第 9 条 正副会長会は、次の事項を所掌する。
- (1) 運営委員会に付議する議案に関する事項
 - (2) 米沢市 PTA 連合会に関する事項
 - (3) 地域社会との連携に関する事項
 - (4) その他、東部小 PTA の運営に関し必要と認める事項
- 2 正副会長会は、会長、副会長、及び担当教職員で組織する。**
-

(事務局)

- 第 10 条 事務局は、次の事項を所掌する。
- (1) 東部小 PTA の全体事業の企画及び調整に関する事項
 - (2) 東部小 PTA の庶務及び会計に関する事項
 - (3) 各専門部の活動及び連携に関する事項**
 - (4) その他、必要と認めた事項
- 2 事務局は、事務局長、事務局員及び担当教職員で組織する。
-

(専門部)

- 第 11 条 事務局内に以下の専門部を置く。**
- (1) 交流部

会員相互のコミュニケーションを深めることにより、会員相互の意思疎通を円滑なものとし、良好な子供たちの育成環境を創出するとともに、さまざまな体験を通じ子供たちの成長を創出する活動を行う。

(2) 育成部

子供たちが快適に学び遊べる環境づくりを行うため、子育て環境について理解を高める研修や環境整備活動等を行う。

(3) 広報部

会員はじめ地域の方々へ東部小PTA及び子供たちの活動を紹介し、PTA活動や子供たちを取り巻く環境の理解を高めることにより、より良い子育て環境づくりに資する活動を行う。

2 専門部は、部長、事務局員及び東部小学校の担当教職員で組織する。

(学級・学年世話人会)

第12条 学級・学年世話人会は、当該学級及び学年の教育活動に協力することとする。

2 学級・学年世話人会は、学級世話人及び学年の教職員で構成する。

3 学級・学年世話人会は、必要に応じ開催することができる。

(会長選考委員会)

第13条 会長選考委員会は、会長を選考し、運営委員会に推薦する。

第3章 役員

(会長及び副会長)

第14条 会長は東部小PTAを代表し、会務を総括する。

2 会長は、運営委員会において選出し、会員の承認を得て決定するものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副会長は若干名とし、うち1名は東部小学校の教頭の職にある者とする。これ以外の者については、保護者会員より会長が指名し、会員の承認を得て決定する。

5 保護者である副会長は、第15条に定める事務局長または第16条に定める専門部長を兼務する。

6 会長及び副会長は、児童の在籍する学校の世話人を補佐する。

(事務局長)

第15条 第10条の事務局に事務局長を1名置く。

2 事務局長は、副会長の中から会長が指名し、事務局を統括する。

3 事務局長は、児童の在籍する学校の世話人を補佐する。

(専門部長)

第16条 第11条の各専門部に部長を1名置く。

2 専門部長は、副会長がその任にあたり、各専門部の活動を総括する。

3 専門部長に事故あるときは会長が指名した事務局員がその職務を代行する。

4 専門部長は、児童の在籍する学級の世話人を補佐する。

5 専門部長は活動に応じてサポートを必要と判断した際、ボランティアを募ることが出来る。

(事務局員)

第 17 条 第 10 条の事務局に事務局員を若干名置く。

2 事務局員は事務局が所掌する事項についての事務を執行する。

3 事務局員は、会長が指名し、会員の承認を得て決定する。

4 事務局員は、児童の在籍する学級世話人を補佐する。

5 事務局員は、学級世話人の兼務を妨げない。

(学級世話人)

第 18 条 学級世話人は、学級及び学年の教育活動を支援する。

2 学級世話人は、各学年の保護者の中から毎年 4 月中に 3 名を選出し、会長がこれを委嘱する。

3 学級世話人は支援する事柄についてサポートを判断した際、学級代表もしくは学年代表の指示でボランティアを募ることが出来る。

(学級代表)

第 19 条 学級代表は、各学級の学級世話人を代表する。

2 学級代表は、前条の学級世話人の互選により 1 名選出し、会長がこれを委嘱する。

(学年代表及び副学年代表)

第 20 条 学年代表は、各学年の学級世話人を代表する。

2 副学年代表は、学年代表を補佐し、学年代表に事故あるときはその職務を代行する。

3 学年代表及び副学年代表は、各学年の学級代表の互選により各 1 名を選出し、会長がこれを委嘱する。

(会計監査委員)

第 21 条 会計監査委員は、東部小 PTA の会計を監査する。

2 会計監査委員は、運営委員会において 2 名を選出し、会長が委嘱する。

3 会計監査の職にあたる者は会長経験者とし、第 14 条から第 19 条までに規定する役員を兼ねることはできない。

(会長選考委員)

第 22 条 選考委員は、副会長（必要に応じ事務局員から補充）を委員に充てる。

2 選考委員の委員長は委員の互選による。

(任期)

第 23 条 この会の役員の任期は 1 年とする。ただし、役員の再任は妨げない。

2 欠員により補充した役員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。

第4章 会計及び簿冊

(会計年度)

第24条 この会の会計年度は、4月1日に始まり3月31日に終わる。

(経費)

第25条 この会の経費は、会員の拠出金及びその他の収入をもって充てる。

(簿冊)

第26条 この会の次の簿冊を備える。

(1) 規約

(2) 会員名簿

(3) 役員名簿

(4) 会計簿

(5) 会議録

(6) その他

第5章 雜則

(顧問・参与)

第27条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、運営委員会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、総会及び運営委員会に出席し意見を述べることができる。

4 参与は会長から委嘱された事項について調査研究し、その経過及び結果を報告するものとする。

(慶弔)

第28条 会員・児童の逝去に際しては、香典を供える。

2 上記以外の慶弔については、会長・副会長で協議のうえ行う。

(その他)

第29条 この規約に定めるものの他、この会の運営に必要な事項は細則で定める。

附則

この規約は、令和8年月日から施行する。